

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 昭和村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
老朽空き家等対策事業	助成	昭和村空き家解体補助金	・空き家の全てを解体、撤去し更地にする工事 ・村内及び利根沼田管内に本店または主たる事務所を有する者が施工する工事 ・解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた者が施工する工事	・村内に存し、個人が所有する空き家 ・1年以上居住その他の使用がされていないこと ・一戸建て住宅もしくは併用住宅であること ・所有権以外の権利が設定されていないもの ・公共事業による移転等の補償対象でないもの ・不動産売買、賃付、駐車場経営等を業とするものが当事業のたねに行う解体でないこと ・昭和村が扱う他の同様の補助金等の交付を受けていないこと ・空き家の登記事項証明書に所有者と記載されている者 ・本人およびその属する世帯全員が、村税等を滞納していないこと ・空き家所有者と土地所有者が異なる場合は、解体について土地所有者全員の同意が得られている者 ・昭和村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者	50万円			工事着工前	予算の範囲内	企画課	0278-25-3442		